

## ゲームセンターにおける景品の取扱い

「景品提供を行う遊技機における景品の取扱いに関する綱領」（平成2年12月20日）に基づき「ゲームセンター等における景品の取扱い要領」を次のように定める。

### 1. 目的

本要領は、ゲームセンター等における景品提供を適正に実施することにより、善良の風俗の保持と少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止し、及び校正な競争秩序を確保することを目的とする。

### 2. 景品の価額

- (1) 景品1個の価額は、市販価額で800円を超えてはならない。
- (2) 景品価額は、一般市場における市販価額とする。  
(注) 市販価額は、仕入方法が輸入、大量購入、製造者からの直接仕入などの如何を問わず、一般小売店において販売されている同一商品または類似商品との比較によって判断される価額である。

### 3. 景品の種類

提供する景品は、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らして適合すると認められる物に限る。次に掲げる物品は、設備または提供してはならない。

- ① タバコ及び喫煙器具類
- ② 酒類
- ③ 医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を有する有機溶剤を含有する物品類
- ④ 性的好奇心をそそる図書、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク・レーザーディスク・CD-ROM・DVD等の記録メディア類
- ⑤ 性的な行為の用に供する物品及び性器を模した物品類
- ⑥ ショーツ・ブラジャー等の下着類
- ⑦ 金券類及び類似品（テレホンカードなど）類
- ⑧ 食品衛生法に抵触する材料を使用した物品類
- ⑨ 偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他社の知的財産権を侵害している物品類
- ⑩ 心身に危害を与える恐れのある物品類（レーザーポインター、刃物類等）
- ⑪ 動物愛護の精神に反する生物

### 4. 景品提供の方法

- (1) 1回の遊技結果に提供する景品の個数は、1個とする。

- (2) 景品は、あらかじめ表示されている景品と同一の景品でなければならない。
  - (3) 景品と異なる高額なものをデモンストレーションとして展示してはならない。
  - (4) カプセル内に品名や記号を記したチケットなどを入れ、これを景品と交換してはならない。
  - (5) 提供した景品をもって他の景品と交換してはならない。
  - (6) 景品を手渡しで提供される仕組みの遊技の場合においても、本要領の定めるところにより、景品の取扱いを行わなければならない。
  - (7) 風営適正化法に定めるいわゆる7号営業に用いられるパチンコ機、パチスロ機に類する遊技機、メダルゲーム、ビデオゲーム、フリッパーゲーム機等の遊技機を用いる遊技においては、景品を提供してはならない。
5. この取扱い要領は平成22年1月1日から適用する。